

情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会（第38回） 議事概要（案）

1 日 時

平成25年9月6日（金） 15時00分～15時30分

2 場 所

総務省10階 共用1001会議室

3 議 題

- (1) 前回議事録の確認について
- (2) V-Low マルチメディア放送技術検討作業班報告（V-Low マルチメディア放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件）について
- (3) 放送システム委員会報告（案）について
- (4) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】伊東主査（東京理科大学）、都竹主査代理（名城大学）、浅見（日本CATV技術協会）、井家上（明治大学）、伊丹（東京理科大学）、甲藤（早稲田大学）、野田（日本ケーブルラボ）、松井（電波産業会）、山田（関西学院大学）

【事務局】野崎、山野、向井、豊重、長澤、柏崎、塚田（情報流通行政局放送技術課）

5 配付資料

- 資料38-1 放送システム委員会（第37回）議事概要（案）
- 資料38-2 V-Low マルチメディア放送技術検討作業班報告（概要）
- 資料38-3 V-Low マルチメディア放送技術検討作業班報告
- 資料38-4 放送システム委員会報告（案）（V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件）

6 議事概要

議事次第に沿って調査検討を行った。議事概要は以下のとおり。

(1) 前回議事録の確認について

放送システム委員会（第37回）議事概要（案）について確認を行い、了承された。

(2) V-Low マルチメディア放送技術検討作業班報告（V-Low マルチメディア放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件）について

甲藤専門委員より、資料38-2及び資料38-3に基づきV-Low マルチメディア放送技術検討作業班報告について説明があり、主に以下の質疑が行われた。

○資料38-2の4ページの(8)防火対策とはどのようなものか。（松井専門委員）

- 消火設備を設置する、難燃性の素材で筐体を保護する等の対策である。なお、路側等に設置される放送局は放送停止時の影響が限定的であるため、防火対策は適用しない。(事務局)
- 今回の結論としては、高速道路に設置するような小規模な放送局に防火対策は適用しないということ構わないと思うが、例えば災害時に渋滞した場合、1局が停波したらその局のエリア内に停車している自動車は放送が受信できなくなる。道路情報は災害時にこそ必要となるため、今後、実際にサービスが開始された後に必要があれば見直しを検討することも注記として記載してはどうか。(松井専門委員)
- 資料 38-3 の 13 ページに松井専門委員のご意見と類似した内容が記載されている。V-Low は新しいサービスであるため、今後新しい技術が提案される可能性もあり、実運用していく中で技術的条件を見直していくということではどうか。(伊東主査)
- 了。(松井専門委員)

- 資料 38-2 の 1 ページの V-Low マルチメディア放送のシステムイメージについて、親局から中継局への送信はマイクロ波・光のみが記載されており、放送波が記載されていないが、大規模局への送信について放送波は平成 21 年 10 月の答申時点で含まれていなかったのか。それとも、答申後に放送波を排除したのか。または、このイメージは一例であり、放送波は含まれるのか。(都竹主査代理)
- この資料は一例として記載しているため、放送波を排除しているものではない。(事務局)
- 小規模な中継局への送信については放送波が記載されている。恐らく親局から中継局への送信に放送波を使用した場合、SFN を構築するために遅延等の問題が生じるため、局数が少ない場合は独立して送信した方がよいと判断したのではないか。ただし、親局から中継局への送信に放送波を使用する可能性があるならば、資料に放送波も記載した方がよいのではないか。(伊東主査)
- この資料は、作業班において参入を希望している事業者から提出された資料を一例として、そのまま掲載させて頂いているものである。(事務局)

- V-Low の 500W と 3W で区切る基準については、エリア・レベルが V-High と同じ程度になるように区切ったのか。(野田専門委員)
- 資料 38-3 の 23 ページに V-High の表を掲載しており、V-High は 50W と 3W で区切っている。この区切りは、各放送システムの影響の度合いに応じて分類しているものである。(事務局)
- 資料 38-2 の 5 ページと資料 38-3 の 23 ページを見ると、V-Low と V-High を比較できる。大規模な放送局の下限が V-High は 50W、V-Low は 500W と異なることから、V-Low の中規模な放送局が V-High のそれよりやや厳しい条件となっている。例えば、(5)

②及び(9)②の項目については V-Low の中規模な放送局のみが適用される。一方、小規模な放送局の上限は 3W と同じ電力であるため、同じような基準となっている。
(伊東主査)

(3) 放送システム委員会報告(案)について

事務局より、資料 38-4 に基づき説明があり、報告(案)について確認を行い、了承された。

(4) その他

事務局より、パブリックコメントは 9 月 9 日(月)に報道発表し、9 月 10 日(火)から 10 月 9 日(水)まで実施する予定である旨説明があった。また、次回の放送システム委員会は 10 月 18 日(金) 16 時からの開催を予定している旨説明があった。

以上